

第19回 横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会

1 開 会

2 議 事

- (1) 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の見直しについて
- (2) 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて

3 その他

4 閉 会

■送付資料

- ・ 第19回 横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 会議次第
- ・ 資料1 部会委員名簿
- ・ 資料2 事務局職員名簿
- ・ 資料3 横須賀市環境審議会規則
- ・ 資料4 横須賀市環境審議会傍聴実施要領
- ・ 資料5 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」の見直しについて
- ・ 資料6 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて

横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会委員名簿

	氏名	区分	役職等
1	いま い とし ため 今 井 利 為	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
2	お ばら しん じ 小 原 信 治	市 民	公募委員
3	かわくぼ しゅん 川久保 俊	学 識 経 験 者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
4	かわ な まさ たか 川 名 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学産学官連携研究員
5	き もと かず お 木 本 一 雄	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
6	さ とう ひろし 佐 藤 廣	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所 産業・地域活性課 課長
7	こ すげ きみ あき 小 菅 君 明	事 業 者 (漁業)	横須賀市東部漁業協同組合 組合長
8	☆ まつ もと やす お 松 本 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授

☆：部会長

横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 事務局職員名簿

[事務局職員]

所 属	役 職	氏 名
経営企画部都市戦略課 (ゼロカーボン推進担当)	担当課長	佐 野 良 介
同 上	主 査	八 木 宏 道
同 上	主 任	相 澤 優 輝
同 上	担 当 者	江 南 司

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24規則7・一部改正）

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（平23規則7・一部改正）

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

（平23規則7・追加）

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

（平23規則7・旧第6条繰下）

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
 なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の手示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
 - (1) 審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - (3) はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
 - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (6) 委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
 - (7) むやみに席を離れないこと。
 - (8) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会
傍	聴 章

第19回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」 の見直しについて

令和7年4月28日（月）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 前回の会議で事務局からお示しした内容
2. 前回の会議でいただいたご意見
3. 条例の見直し（素案）
4. 見直しにあたり考慮する点
5. 今後のスケジュール

1. 【前回】事務局からお示しした内容

(1) 条例の性質と見直しの根拠について

- 令和3年(2021年)10月に施行した「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」は、脱炭素社会への移行に向けた基本理念を定め、各主体の責務を明らかにすることを目的としている
- 脱炭素社会への移行に向けた取り組みの方向性を示し、講ずべき施策を列挙しているが、当該条例に基づく具体的な施策や取り組みについては、実行計画において位置付けている
- 第18条の見直し規定に基づき、見直しを行う



【事務局の考え方】

理念条例であることを踏まえ、これまでどおり個別具体の施策を条例に記載することなどは行わず、並行して見直しを行っている「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」において対応したい

1. 【前回】事務局からお示しした内容

(2) 建築物省エネ法への対応について

- 建築物省エネ法における「再エネ促進区域制度」を活用する場合、市町村は、促進計画を策定することで、建物の容積率、建蔽率、高さに係る制限を緩和し、区域内の再エネ促進を図ることができる
- 促進計画の策定と併せ、市町村の条例において、建築士の説明義務の対象となる建築物の用途や規模を位置付ける必要がある



【事務局の考え方】

- ・ゼロカーボンの理念条例の中に、建築にかかる具体的な要件を追加することは、なじまない
- ・建築基準法に基づく許認可は、都市部において実施している
- ・よって、建築物省エネ法における「再エネ促進区域制度」を設定する場合は、他の条例に位置付けるか、新規の条例を制定するか、都市部と協議する必要があると考えている

2. 【前回】いただいたご意見

(1) 条例の性質について

- 条例は基本的に理念条例のままとし、具体的な内容は計画に記載する、という棲み分けが良い。

(2) 建築物省エネ法への対応について

- 建築部門の考え方も踏まえた議論が必要ではないか
- 仮に建築物省エネ法の「再エネ促進区域制度」を活用とした場合、建築基準法や都市計画の内容、建蔽率などの具体的な数値を理念条例に記載するのは、違和感がある
- しかしながら、建築物由来の排出量削減の重要性は高まっている背景を踏まえ、省エネの推進に関する第12条に建築物に特化した方針を追記してはどうか

3. 条例の見直し（素案）について

(1)改正の理由

- 建築物省エネ法の改正により、2025年4月以降に着工する原則全ての住宅・建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられた
- 脱炭素社会の実現に向け、既存建築物のZEB化や省CO2化の取組を加速させるため、2030年までに省エネ基準をZEH・ZEB水準まで引き上げる予定
- 建築物省エネ法において、再生可能エネルギー利用設備の導入促進のため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設された



上記の点を踏まえ、住宅・建築物を取り巻く環境が
条例制定時から変化したため、本条例を改正する

3. 条例の見直し（素案）について

(2)改正素案

(エネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。)を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

新 (5)建築物に由来するエネルギー消費量を抑制するための施策

4. 見直しにあたり考慮する点

- 条例制定時の主旨と改正理由の合理性

⇒ 条例制定時のパブリック・コメントにおいて、「条例に記載のない施策についても、必要に応じて実行計画の中で定めることを検討していく」こととしている

- 他の条文との整合

⇒ 新規追加する条文の表現の可否

⇒ 「建築物」に関する規定のみ詳細になっていないか

【事務局の考え方】

いただいたご意見を踏まえ、エネルギー使用の合理化（省エネ）に関する事項を定めた第12条へ「建築物」に特化した表現を追加する。

素案を踏まえ、改めてご意見をいただきたい。

5. 今後のスケジュール（予定）

令和7年度	令和7年6月	随時 部会開催 (約2回)	● 第84回環境審議会
	令和7年8月		● 第85回環境審議会
	令和7年10月		● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和7年12月		● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、条例見直し最終案
	令和8年3月		◇ 市議会への報告
令和8年度	令和8年4月	◇ 条例施行	

第19回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

**「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」
の見直しについて**

令和7年4月28日（月）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 本日も意見をいただきたい事項について
2. 促進区域（温対法）の設定について
3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について
4. 指標・取り組みの見直しについて
5. 今後のスケジュール

1. 本日もご意見をいただきたい事項

以下の事項について、ご意見をいただきたい

- 促進区域（温対法）の設定について
- 促進区域（建築物省エネ法）の設定について
- 指標・取り組みの見直しについて

※区域施策編の削減目標については、次回お示しすることとしたい

2. 促進区域（温対法）の設定について

(1) 【前回】事務局からお示しした内容

- 以下の促進区域を設定することとしたい。
- 【対象とする再エネ】 太陽光発電
【対象とする区域】 工業地域、工業専用地域
【設定理由】
 - ・ 大規模にパネルを設置しやすい工場での設置を推進
 - ・ 敷地が広いため周囲への影響が出にくい
 - ・ 自然への影響が少ない



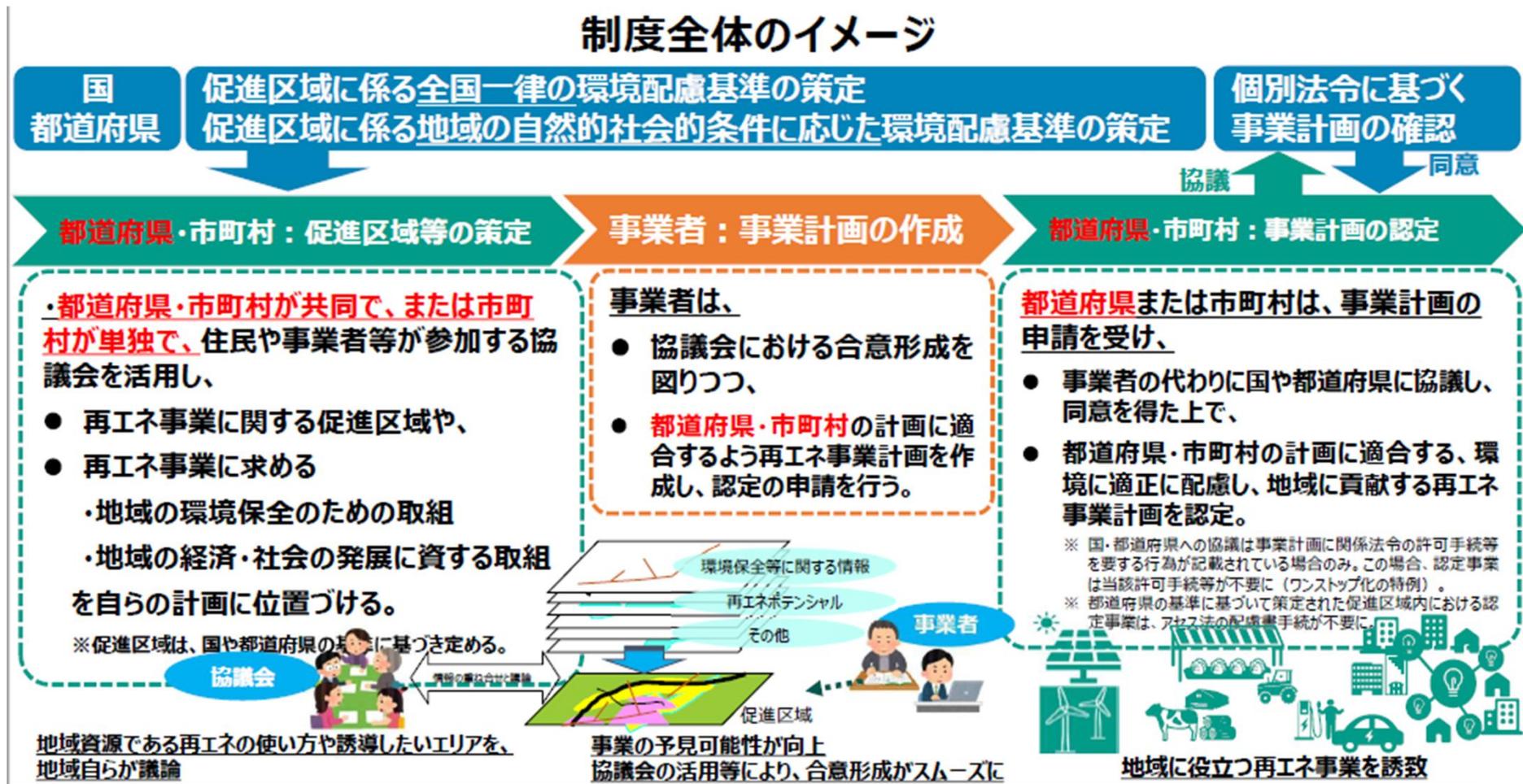
【事務局の考え方】

促進区域の制度内容や設定事項について、再整理したうえで、改めてご意見をいただきたい

2. 促進区域（温対法）の設定について

(2) 制度内容

- 市町村が、再エネを促進する区域や、再エネ事業に求める環境保全、地域貢献の取り組みを自らの計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組み（＝規制を行うものではない）



(出典：環境省資料より抜粋)

2. 促進区域（温対法）の設定について

(3) 制度活用の利点・効果

地方公共団体

- **地元関係者との合意形成**
⇒ 適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（適地誘導）
地域での合意形成に貢献し、トラブルの未然防止につながる
- **地域環境・地域資源の保全**
⇒ 環境に配慮した立地誘導を促進し、環境破壊を回避する
また、環境配慮要件を事業者に求めることができる
- **地域社会・経済への貢献**
⇒ 地域貢献要件を設定することにより、事業者に対し、地元雇用等の地域貢献を求めることが可能

事業者

- **ワンストップ化特例の活用**
⇒ 複数機関への個別調整が市町村による一括手続きに代替される
- **国庫補助に関するインセンティブ**
⇒ 環境省補助事業において、促進区域内で実施される再エネ事業
に関して、審査における優先採択や加点措置を実施

2. 促進区域（温対法）の設定について

(4) 設定事項について

- 区域施策編において、次の事項をすべて定める必要がある

○地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第5項

市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
 - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
 - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
 - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
 - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- 目標には事業認定件数見込み、導入見込みの発電設備容量目標、見込みを達成する年限等について、定める必要がある
- 区域設定にあたっては、国の環境保全に係る基準または都道府県基準を踏まえ、設定できない区域やポテンシャルを踏まえる必要がある

2. 促進区域（温対法）の設定について

(5) 区域設定について

前回の部会においていただいたご意見

- 対象区域について、限定しすぎているのではないか
- 区域としては狭い印象で、伸びるイメージが沸かない
- 自然環境という観点から考えると、工業地域に区切ることも意味はあるのではないか



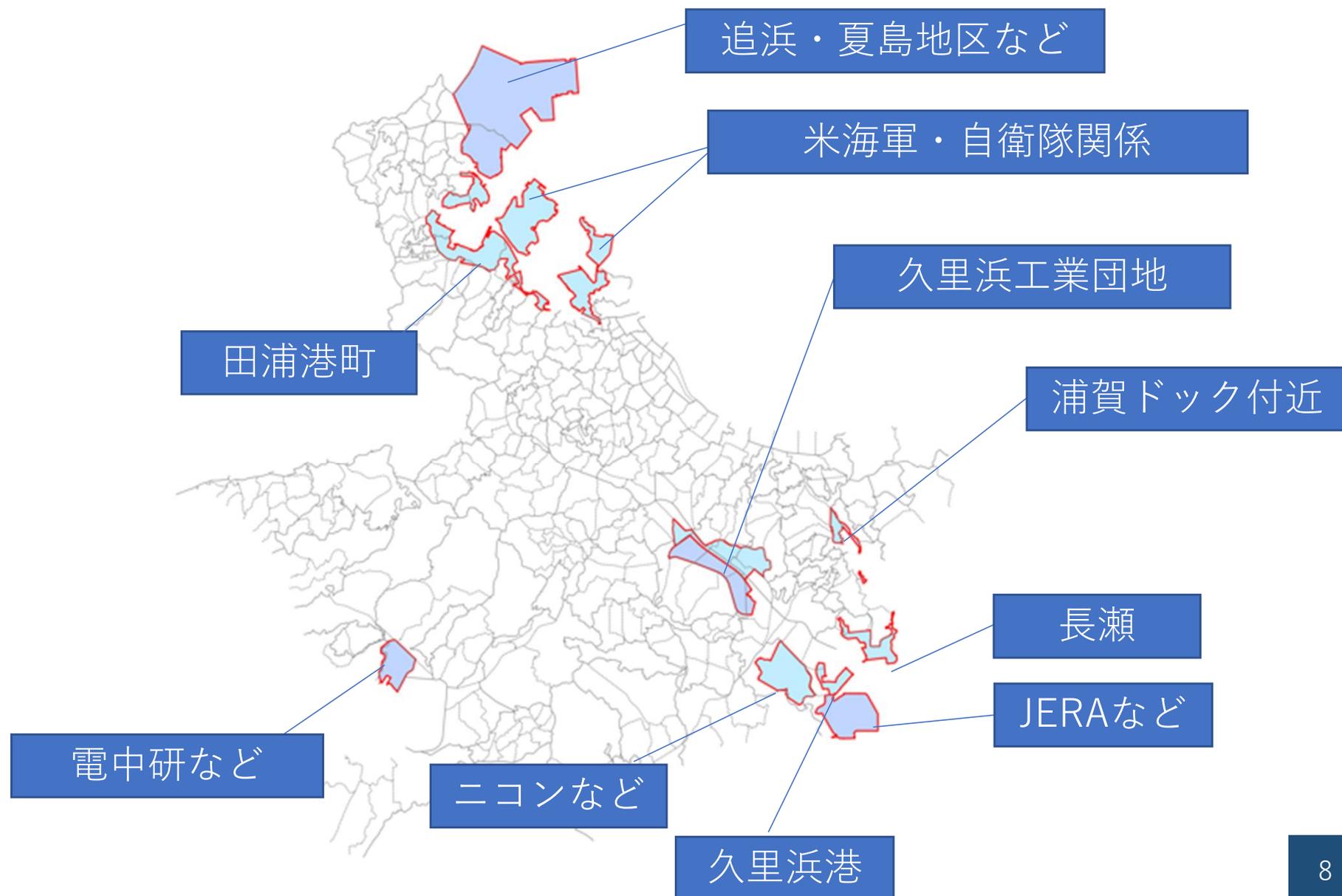
【事務局の考え方】

本市において、事業者がメガソーラーなどの大規模な再エネ導入を行う場合、表裏一体で、開発（＝自然環境の損失）が生じる懸念がある

自然環境の損失の懸念が少ない区域への誘導として、本市において再エネを促進できる区域は、工業地域及び工業専用地域がふさわしいと考えている

2. 促進区域（温対法）の設定について

（参考）工業地域および工業専用地域



2. 促進区域（温対法）の設定について

(6) 再エネ種別について

前回の部会においていただいたご意見

- 対象とする再エネ種別について、限定しすぎているのではないか
- 太陽光のみで伸びるイメージが沸かない



【事務局の考え方】

本市において再エネを促進できる区域としては、工業地域及び工業専用地域がふさわしいと考えている

工業地域および工業専用地域において、その土地や屋根への導入を想定しており、導入ポテンシャルの観点から太陽光を促進することがふさわしいと考える

（なお、排熱利用は促進区域に該当しない）

2. 促進区域（温対法）の設定について

(7) その他

- 当該促進区域を設定し、事業者から促進事業計画の認定を求められた場合、温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会に準ずる会議体として、環境審議会において事業計画が適合するものか、協議を行うこととなる



【事務局の考え方】

温対法に基づく促進区域の設定について、「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」に定める区域施策編とは別に、当該地域脱炭素化促進事業の目標等の設定が必要となり、他自治体での取り組み事例なども調査し、部会や関係者にヒアリングするなど情報収集し、引き続き促進区域の導入について、継続的に議論していきたい。

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(1) 【前回】事務局からお示しした内容

- 再エネを促進していく観点からは、設定した方が良いでしょう。
- 建蔽率の緩和に伴う空地の減少による防災面への影響や、建物屋上へのソーラーカーポート等の設置に伴う景観への影響が発生する恐れあり。まちづくりと一体的に考える必要がある。
- 建築士に対し、建築主への説明義務を課すことになる。
- したがって、まちづくりの部門と連携しながら、慎重に検討したい。



【事務局の考え方】

促進区域の制度内容や設定事項について、再整理したうえで、改めて、必要性等についてのご意見をいただきたい

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(1) 【前回】事務局からお示しした内容

① 促進区域（建築物省エネ法）の概要

制度の概要

○市町村は、基本方針に基づき、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成することができる。



行政区域全体を設定

又は



一定の街区等を設定



※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】

- ・ 再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・ 設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・ 建築基準法の特例適用要件に関する事項

○再エネ利用設備の種類については、国土交通省令で定める再エネ利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光／風力／水力／地熱／バイオマス
次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	太陽熱／地熱／雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）／バイオマス

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

市町村の努力義務（建築主等への支援）

- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う
（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

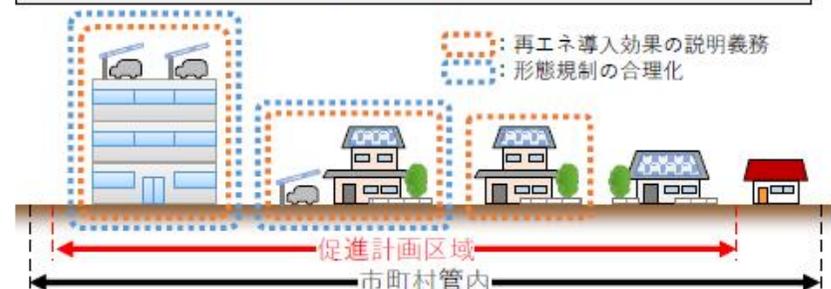
- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

形態規制の合理化

- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定（建築基準法）】

- ・ 容積率 ・ 建蔽率
- ・ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
- ・ 高度地区内における建築物の高さ



（出典：国土交通省資料より抜粋）

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(2) 制度概要

- 令和4年6月に建築物省エネ法が改正され、建築物分野においても、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取り組みを強化するための措置が加わった
- 再エネ設備の導入促進に向けた「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の適用が可能となる
- 市町村が「促進計画」を定めることで、計画に定める促進区域内において、建築士の説明義務や形態制限の緩和など、再エネ設備の設置を促進する措置を講ずることが可能

（促進区域内の適用措置）

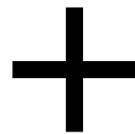
- ① 市町村の努力義務（再エネ利用設備設置の情報提供、動機付け）
- ② 建築主の努力義務（再エネ設備の設置に努める）
- ③ 建築士の説明義務（再エネ設備について、建築主への説明）
- ④ 形態制限の緩和（容積率・建蔽率・高さの規定緩和）

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(3) 促進計画について

促進計画において定める事項は次のとおり

- 促進区域の位置及び区域
- 再エネ利用設備の種類
- 促進区域内において、再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例許可の適用を受けるための要件に関する事項



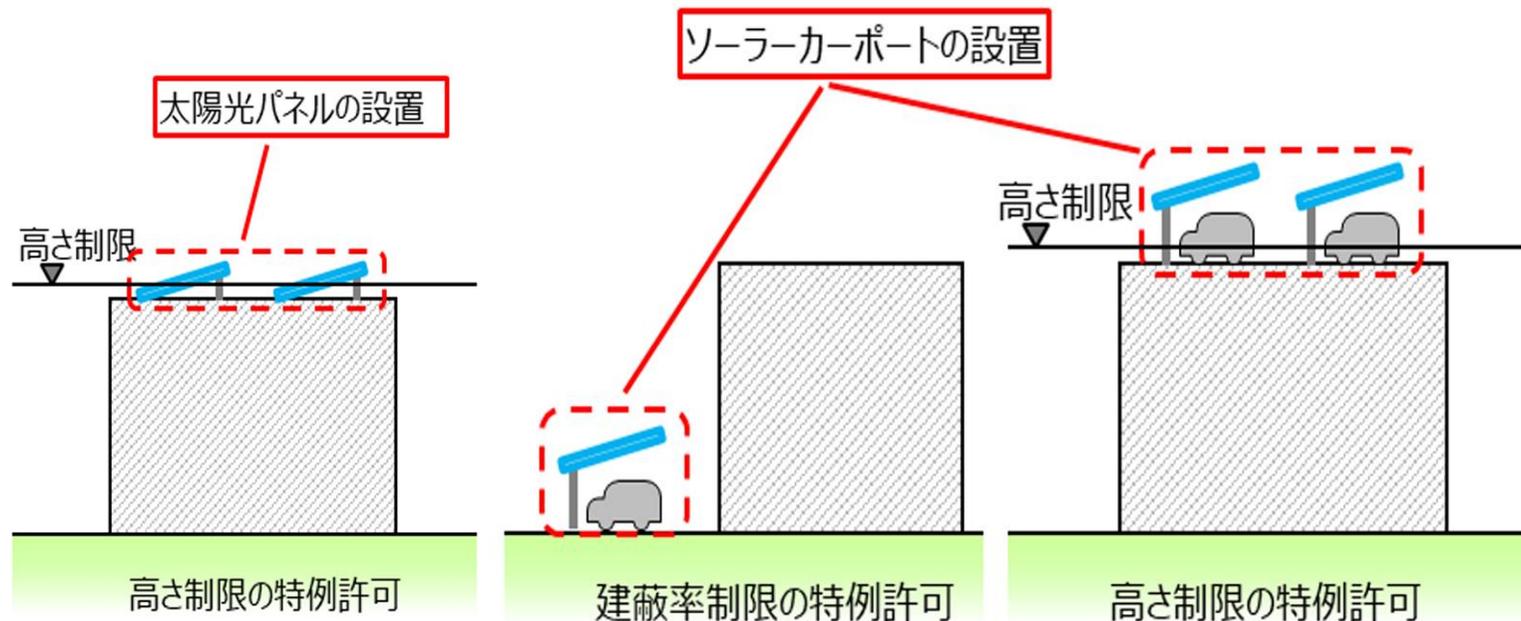
条例において定める事項

- 説明義務の対象となる建築物の用途・規模を市町村の条例で定める必要がある

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(4) 形態制限の緩和について

- 促進区域内において、建築基準法の制限を緩和し、許可できる
 - ① 容積率（建築基準法第52条）
 - ② 建蔽率（同法第53条）
 - ③ 建築物の高さ（同法第55・58条）



3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

(5) 許可基準について

- 促進計画に定めた特例適用要件に適合した建築物であり、別途定める許可要件を満たす場合に、形態制限の緩和が可能

容積率 (建築基準法第52条)	特定行政庁が <u>交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない</u> と認めたもの
建蔽率 (建築基準法第53条)	特定行政庁が <u>安全上、防火上及び衛生上支障がない</u> と認めたもの
絶対高さ [※] (建築基準法第55条)	特定行政庁が <u>低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがない</u> と認めたもの
高度地区 (建築基準法第58条)	特定行政庁が <u>市街地の環境を害するおそれがない</u> と認めたもの

※ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ

(出典：国土交通省資料より抜粋)

条例の見直し部分にも共通するが、環境部門のみで制度設計を行うことは難しいのではないかという懸念がある

3. 促進区域（建築物省エネ法）の設定について

【本市建築部門の見解】

- 建築物1棟ごとに防災面などの審査を実施しているため、促進区域が導入されたとしても特段の影響はないものとする

【再エネ設備設置事業者へのヒアリング】

- 再エネ設置事業者にヒアリングしたところ、建築基準法の形態規制（高さ制限・建蔽率・容積率）緩和に対する需要は、ほとんどない



【事務局の考え方】

「再エネ促進」という一面的な視点からは、設定することも考えられるが、既存の建築基準法による制限内で設備導入を行うことは、不可能ではない

景観や安全面など様々な観点を考慮する必要があると考えるため、他都市の事例を注視し、建築及びまちづくりの部門と連携しながら、時間をかけ、慎重に検討したい

4. 指標・取り組みの見直しについて

(1) 【前回】事務局からお示しした内容

基本方針	現状の指標項目	目標値
1	再生可能エネルギーの発電容量（累計）	100,000kW
	再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）	1,000件
	公共施設への再生可能エネルギー発電設備の設置割合	50%
2	ZEHに資する設備への助成件数	500件
	環境問題に関する講習会やセミナーの開催回数	10回
	市役所のエネルギー使用量の削減率	18%
3	次世代自動車および充電設備の導入助成件数	500件
	緑被率	54.5%
	藻場の保全活動対象面積	200ha
	熱帯夜日数の推移 ※経過観察が目的のモニタリング指標	—
4	ごみの排出量	111,222t
	1人1日当たりの一般廃棄物の排出量	810g/人・日
	資源化率	33.6%

4. 指標・取り組みの見直しについて

(2) 【前回】いただいたご意見

①再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）について

- 防災の観点などを踏まえ、目標数値を上げることは可能ではないか

②藻場の保全活動対象面積について

- 藻場の保全活動面積の数値は、実現がかなり厳しい数値であり、現実に即したものに見直しを行うべきではないか
- 目標に向けて何をすべきか考え、指標数値は下げる（見直す）べきではないのではないか

③緑被率について

- 吸収源について、緑被率と吸収量は直結しないのではないか

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3) 指標・取り組みの見直し

① 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

- 横須賀市地球温暖化対策地域協議会の実施する「よこすかエコポイント（以下、「エコポイント」という）」事業における太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム導入者へのポイント交付件数を目標値として設定（太陽光発電設備に関する唯一の支援策）
- 環境省より採択を受け、令和6年7月から重点対策加速化事業費補助金制度を創設し、太陽光発電設備及び蓄電池への補助を開始
- 重点対策加速化事業費補助金制度と既存の「エコポイント」は併用不可のため、「エコポイント」交付件数は激減する見込み

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3) 指標・取り組みの見直し

① 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）



(事務局の考え方)

重点対策加速化事業の補助件数も込みで進捗管理を行う。

重点対策加速化事業の補助メニューには、個人向けと事業者向けがあり、要件等が異なるが、従来のエコポイントの交付対象は、個人向けであった。

これまで同様に「個人向け」の補助件数をカウントすることとした場合、エコポイントの申請減分と重点対策加速化の補助件数増加分が相殺されてしまうことが考えられる

一方、重点対策加速化の補助率はエコポイント事業と比較しても、非常に高いため、民生部門における太陽光発電設備導入のきっかけになることを見込み、現在の目標である1,000件から上方修正することがふさわしいのではないか **(ただし重点の方が要件は厳しい)**

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3) 指標・取り組みの見直し

② 藻場の保全活動対象面積

- 水産多面的機能発揮対策事業（藻場の保全）として、藻場保全事業（ウニ駆除・アイゴ駆除）を行っている活動区域や、藻場の再生・保全の取り組みを行う区域の面積を目標値として設定
- 令和6年度には、企業版ふるさと納税を活用した、藻場の再生に関する取り組みを実施
- 藻場を造成しても、食害や潮流の影響で定着しないことや、資金面や人手の面で課題が多いことなど、当初想定した以上に、藻場の再生や保全に関する取り組みが難しく、数値を過大に設定してしまった



(事務局の考え方)

当初の認識と実情に乖離がある状態であり、過大な数値設定より現実に即した項目や数値設定を行いたい

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3) 指標・取り組みの見直し

② 藻場の保全活動対象面積

【見直し案－1】

- ・ 現在の200haの根拠は、環境省の研究機関が調査した数値を元に、横須賀区域藻場面積を2000年「1,715ha」、2020年「595.8ha」
- ・ 上記減少幅で計算すると2010年「1,155.4ha」となる
- ・ 2050年までに2010年の藻場の状態に再生するには30年で「560ha」回復させなければならず、2030年までに「約187ha」を回復させる目標値となる。
- ・ 現在は「水産多面的機能発揮対策事業」の活動実績をカウントしている

- ・ 既存の指標である「藻場の保全活動対象面積 200ha」は残す
- ・ 加えて、新たに「別の指標」を新設する

⇒例) ブルーカーボンプレジット認証面積など

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3) 指標・取り組みの見直し

② 藻場の保全活動対象面積

【見直し案－2】

200haという数値は、実情とはあまりに乖離しており、実現可能性が低い数値のため、取り下げる。

また、現在行っている保全、再生の活動面積を新たな指標とする

⇒ 活動対象事業例として、

「水産多面的機能発揮対策事業（ウニの駆除活動面積）」

「ブルーカーボンのクレジットの認証面積」 など

併せて、別途開催する「横須賀市ブルーカーボン推進検討会」等における意見を踏まえ、その他ふさわしい項目があれば、検討したい

【事務局の考え方】

お示しした2案についてのご意見、およびその他ふさわしい指標の示し方があるか、ご意見をいただきたい

4. 指標・取り組みの見直しについて

(3) 指標・取り組みの見直し

③ 緑被率について

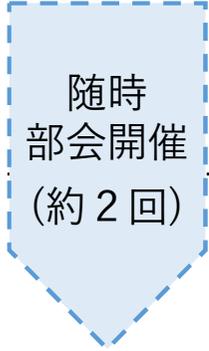
- ご指摘のとおり、緑被率と吸収源は直結しない
- 「横須賀市みどりの基本計画」において掲げられている目標の「みどりの量の維持・向上」に関する指標からスライドして設定
- 里山に関する指標がないため、関連性が高いものを選択



【事務局の考え方】

現在、同時に見直しを行っている「みどりの基本計画」におけるみどりの保全と創出に関する指標とリンクするよう、見直しを含め、検討したい

5. 今後のスケジュール（予定）

令和7年度	令和7年6月	 随時 部会開催 (約2回)	● 第84回環境審議会
	令和7年8月		● 第85回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）案
	令和7年10月	● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続	
	令和7年12月	● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、計画見直し最終案	
	令和8年3月	◇ 計画見直しを市議会への報告	
令和8年度	令和8年4月		◇ 運用開始